

熱海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和元年6月28日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第21号

熱海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

熱海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年熱海
市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第
252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。